

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 8 年 3 月 27 日
厚生労働省

今般制定された、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 8 年政令第 68 号）は、①医療法人の経営情報の提供等を受ける主体が厚生労働省に納付すべき手数料の額等、②介護情報等の収集・提供等に係る事業に係る地域支援事業の額、③全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の施行に伴う用語の整理等を内容とするものです。

このため、①納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び算定方法についての命令等（行政手続法第 39 条第 4 項第 2 号）、②予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額その他の事項を定める命令等（行政手続法第 39 条第 4 項第 3 号）、③他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

※行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省老健局老人保健課
介護保険計画課
医政局医療経営支援課